

2018年8月吉日

お客様各位

株式会社エネアーク関東

約款等の変更について

株式会社エネアーク関東の東京エリア電気料金メニュー約款(ガスセットプラン)を2018年8月22日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. 電気料金メニュー約款の変更内容

	現行	変更後
1. 第3条 ガスセット 割引【エネ アークでん き！プラン B】	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り。)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客様であること。	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合、 または当社が適当と判断した場合 に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給 または販売 をしている場合に限り。)が供給 または販売する ガスの使用契約を結んでいるお客様であること。
2. 第4条 ガスセット 割引【エネ アークでん き！プラン C】	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り。)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客様であること。	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合、 または当社が適当と判断した場合 に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給 または販売 をしている場合に限り。)が供給 または販売する ガスの使用契約を結んでいるお客様であること。
3. 第5条 ガスセット 割引(2年契 約)【エネ アークでん き！プラン B+】	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用開始日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り。)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客様であること。	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合、 または当社が適当と判断した場合 に適用いたします。なお、その場合の適用開始日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給 または販売 をしている場合に限り。)が供給 または販売する ガスの使用契約を結んでいるお客様であること。
4. 第6条 ガスセット 割引(2年契 約)【エネ アークでん き！プラン C+】	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用開始日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様の申出を当社が承諾した場合、 または当社が適当と判断した場合 に適用いたします。なお、その場合の適用開始日は、需給開始日または当社がお客様からの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

	(a) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの供給をしている場合に限りま	(a) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの供給 または販売 をしている場合に限りま
	す。）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。	す。）が供給 または販売 するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。

2. 上記1. ～4. の変更実施日

2018年8月22日実施

3. お問い合わせ先

株式会社エネアーク関東

電力販売部

電話番号 03-6327-8110（月曜日～金曜日、9:00～17:30 祝祭日除く）

以上